



内閣総理大臣 小泉純一郎様  
文部科学大臣 小坂 憲次様  
教育基本法に関する特別委員会  
委員長 森山 眞弓様

## 教育基本法「改正」に反対する要望書

日本 YWCA は世界 120 余カ国の仲間と共に、世界のすべての人々が平和のうちに暮らせることを願って活動しています。教育基本法は日本国憲法と一体化した、準憲法的な根本法規です。戦前、戦争への国家戦略に教育が利用されたことを反省して、個人の尊厳を重んじ、平和を希求するために現行の教育基本法が制定されました。国会に提出された「教育基本法案」は、まず国家があって、個人はそれに従う存在、教育は個人のためではなく国家のために行なわれることに大きく転換するものです。

私たちは、教育基本法案と教育基本法「改正」に反対します。

特に、教育基本法案は、「道徳心」・「公共心」・「愛国心」を規定しています。心は規定されるものではなく、一人ひとり自由に豊かにはぐくむもので、心の問題を法律で押し付けるのは思想・信条の自由を侵すこととなります。法案は、国・地方自治体による施策の策定・実施と、政府が定める教育振興基本計画を規定して、国家の教育方針に国民を合わせようとするものです。教育の主体は子どもであり、国家のための「人づくり」であってはならないと考えます。法案は、親の責任を強調する一方「習慣」にまで国家が立ち入って要求するという、家庭・地域・生涯教育等、国民生活への国家の介入を許す内容であり、教育は、国家に管理・強制されるものであってはならないと考えます。また、法案は 9 年間の義務教育制度の削除など教育の機会均等をなくし、教育の差別化を進めるものです。法案では、前文の「われらは、さきに、日本国憲法を確定し」、「この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」との箇所が削除され、平和憲法との一体化を切り離すものです。

私たちは、教育基本法を「改正」するのではなく、日本国憲法を内実化する、平和と平等・人間の尊厳を重んじる現行の教育基本法を精神を生かすことこそ、教育の現状を改善する道と考えます。教育基本法の基本理念を否定する今回の教育基本法案と教育基本法「改正」に強く反対します。

2006 年 5 月 16 日

日本YWCA

会長 青木恵子  
総幹事 川端国世

